

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

(市町村課)

二

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

(農産園芸課)

二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

五

岐阜県現地地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

六

号外(一) 令和二年十二月一日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三農務所長の部四十二の項中第五十六号を第五十八号とし、第四号から第五十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

4 法第七十条の三第一項の特定施設入居者生活介護に係る指定の変更をすること。

5 法第七十条の三第二項において準用する法第七十条第六項の規定により市町村長に通知し、意見を求めること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部五の項中第五十六号を第五十八号とし、第四項から第五十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

4 法第七十条の三第一項の特定施設入居者生活介護に係る指定の変更をすること。

5 法第七十条の三第二項において準用する法第七十条第六項の規定により市町村長に通知し、意見を求めること。

別表第三農林事務所長の部十四の二の項第一号中「第二十六条第二項」を「第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百八号

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則（平成十五年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百九号

岐阜県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県肥料取締法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条に見出しとして「趣旨」を付し、同条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律（）」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第二条に見出しとして「登録証の様式」を付する。

第三条を次のように改める。

（登録に関する公告等）

第三条 法第十六条第一項及び第二項の規定による公告にあつては県公報に、法第三十条第七項の規定による公表にあつては県が開設するインターネットのホームページに掲載して行うものとする。

第四条に見出しとして「（事故肥料譲渡許可証の様式）」を付し、同条中「第四条」を「第七条」に改める。

第五条を次のように改める。

（普通肥料等の生産数量の報告）

第五条 法第四条第一項第七号若しくは第三項の規定により知事の登録を受けた普通肥料、法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料又は法第二十二条第一項の規定による知事への届出に係る特殊肥料の生産業者は、毎年二月末日までに、当該普通肥料又は特殊肥料の銘柄別に前年における生産数量を知事に報告するものとする。

第六条を削る。

第七条に見出しとして「（表示）」を付し、同条中「第四条第一項若しくは第二項の規定による」を「第四条第一項第七号若しくは第三項の規定により」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同条を第六条とする。

別表中「澁川澁川」を「澁川澁川」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

登 録 証

登録番号及び登録年月日

登録又は仮登録の有効期限

氏名又は名称及び住所

肥料の種類及び名称

保証成分量その他の規格

肥料の品質の確保等に関する法律第7条第1項の規定により上記のとおり登録します。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名

第2号様式 (第4条関係)

事故肥料譲渡許可証

許可番号及び許可年月日

氏名又は名称及び住所

肥料の種類及び名称 (指定混合肥料の場合には肥料の名称)

譲渡許可数量

肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項の規定により上記の肥料の譲渡を許可
します。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名

<p>別記第三号様式を削る。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている登録証及び事故肥料譲渡許可証は、この規則による改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。</p>	<p>訓 令 甲</p>	<p>岐阜県訓令甲第三十八号</p>	<p>庁中一般 各現地機関</p>	<p>岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>令和二年十二月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令</p> <p>岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三地域振興課の表に次のように加える。</p>	<p>二 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号、以下この項中「法」という。）の施行事務</p> <p>1 法第三条第一項の認定並びに同条第六項（法第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公示</p> <p>2 法第五条第一項の変更の認定</p> <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>並びに同条第四項の規定による通知及び公示</p> <p>3 法第六条第二項の有効期間の更新</p> <p>4 法第九条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による通知及び公示</p> <p>5 法第十二条第一項の規定による報告徴収及び職員による立入検査等</p> <p>6 法第十三条第一項の規定による適合命令</p> <p>7 法第十三条第二項の規定による改善命令</p> <p>8 法第十四条第一項の規定による事業停止命令及び同条第二項の規定による公示</p>					<p>別表第三市町村課の表十六の項部長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「同条第三項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第一号とする。</p> <p>別表第三農産園芸課の表二の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、令和二年十二月一日から施行する。</p>	

岐阜県訓令甲第三十九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二農事務所の表四十三の項中第二十三号を第二十四号とし、第三号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 法第七十条の三第一項の特定施設入居者生活介護に係る指定の変更
別表第二岐阜地域福祉事務所の表五の項中第二十三号を第二十四号とし、第三号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 法第七十条の三第一項の特定施設入居者生活介護に係る指定の変更
別表第二農林事務所の表十四の二の項第一号中「第二十六条第二項」を「第五項」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社